（別紙）

施術料金表　（柔道整復）

単位 ： 円

1 初検、往療及び再検

初検料	1,560	往療料	2,300
初検時相談支援料	100	再検料	420

注1　当該施術所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く。）又は休日において初検を行った場合は、それぞれ所定金額に540円又は1,560円を加算する。ただし、午後10時から午前6時までの間にあっての加算金額は、3,120円とする。

注2　初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定する。

注3　往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

注4　夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注3 による金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。

注5　2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。

注6　片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

注7　往療料は、下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由により患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に算定できるものであり、単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には算定できないこと。

注8 再検料の算定は、初回及び2回目の後療日に限る。

2 料金一覧　　※ 骨折:整復料 、 不全骨折:固定料 、 脱臼:整復料 、 打撲及び捻挫:施術料

種別	部位		料金 ※	後療料	注意点等
骨折	1	鎖骨	5,500	850	注1 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。 注2 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は1,090円とする。
	2	肋骨	5,500		
	3	上腕骨	11,800		
	4	前腕骨	11,800		
	5	大腿骨	11,800		
	6	下腿骨	11,800		
	7	手根骨・足根骨	5,500		
	8	中手骨、中足骨、指（手・足）骨	5,500		
不全骨折	1	鎖骨、胸骨、肋骨	4,100	720	医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は960円とする。
	2	骨盤	9,500		
	3	上腕骨、前腕骨	7,300		
	4	大腿骨	9,500		
	5	下腿骨	7,300		
	6	膝蓋骨	7,300		
	7	手根骨、等 （右欄参照）	3,900		7の部位：手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指（手・足）骨
脱臼	1	顎関節	2,600	720	脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。
	2	肩関節	8,200		
	3	肘関節	3,900		
	4	股関節	9,300		
	5	膝関節	3,900		
	6	手関節、等（右欄参照）	3,900		6の部位：手関節、足関節、指（手・足）関節
打撲 捻挫	1	打撲	770	550	注1 不全脱臼は捻挫の部に準ずる。 注2 施術料は、次に掲げる部位を単位として算定する。
	2	捻挫	770		
	打撲の場合	頭部、顔面部、頸部、胸部、背部（肩部を含む）、上腕部、肘部、前腕部、手根・中手部、指部、腰殿部、大腿部、膝部、下腿部、足根・中足部、趾部			
	捻挫の場合	頸部、肩関節、肘関節、手関節、中手指・指関節、腰部、股関節、膝関節、足関節、中足趾・趾関節			

3 備考

(1) 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合には、1回につき80円を、また施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合には電療料として、1回につき46円を加算する。但し、いずれの場合であっても、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間については、当該加算を行わないものとする。

(2) 冷罨法を併施した場合(骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあっては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。)は、1回につき80円を加算する。

(3)施術部位が2部位以上の場合は、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、2部位目は所定料金の100分の80に相当する額により算定し、3部位目は所定料金の100分の60に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。

(4)初検日(初検料を算定できない場合を含む。以下この項において同じ。)を含む月から起算して5か月を超える月における施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金((3)により算定されたものを含む。)の100分の75に相当する額により算定する。

(5)初検日(初検料を算定できない場合を含む。)を含む月から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術(骨折又は不全骨折に係るものを含む。)を行った場合は、(3)及び(4)による方法に代えて、あらかじめ地方厚生(支)局長及び都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。

(6)骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上、金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子(以下「金属副子等」という。)を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に1,000円を加算する。なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2回までに後療料に1,000円を加算できることとする。

(7)骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できる。

①負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1箇月(歴月)に5回を限度とし、後療時に算定できる。

②当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について2回を限度に算定できる。

③部位、回数に関係なく1日320円とし、20分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定できる。

(8)骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、指定医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、施術情報提供料として1,000円を算定する。

(9)患者から本人支払額の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、明細書発行加算として10円を算定する。

4 実施上の留意事項

その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。なお、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和33年9月30日付保発第64号)が改正された場合は、甲は直ちにホームページ(「京都市情報館」)上に公開し、施行日以降の施術に係る請求については、改正後の金額をもとに算定することとする。(施行日:令和8年7月1日)